

改正ラオス人民民主共和国憲法
(仮訳)¹
(2003年5月6日議決、同月28日施行)

目次

第1章	政治体制
第2章	社会経済体制
第3章	国防治安維持
第4章	国民の基本的権利及び義務
第5章	国会
第6章	国家主席
第7章	政府
第8章	地方行政
第9章	人民裁判所及び人民検察院
第10章	言語、文字表記、国章、国旗、国歌、 国民の日、通貨及び首都
第11章	末尾規定

前 文

多民族からなるラオス国民は、数千年の間、この愛する土地に住み、発展してきた。14世紀中葉から、我々の祖先、特にファ・グム王は、人々を指導してランサン王国を建国し、その統一と繁栄をもたらした。

18世紀以降、ラオスの国土は、再三にわたり外圧に脅かされ、侵略されたが、ラオス国民は、団結してその祖先の勇壮で強健な伝統を守り、絶えず一貫して再び独立と自由を勝ち取るために戦った。

1930年以降、前インドシナ共産党である現ラオス人民革命党の良き主導の下、多民族からなるラオス国民は、困難で多大な犠牲を伴う厳しい試練を乗り越え、植民地主義者や封建主義制度による支配及び抑圧という束縛を打破し、国を完全に解放し、1975年12月2日にラオス人民民主共和国を樹立した。このようにして、ラオスという国としての完全な独立と、真の意味でのラオス人民の自由を獲得した新しい時代が開かれた。

これまで、ラオス国民は、国を防衛・発展させるための二つ戦略構想を実施してきたが、特に、国民の民主的体制の確立し、かつ、社会主義体制を目指す基本原理を確立するために中央集権体制を目指し、これを強化するために新規かつ急激な変革を実行してきた。

現在、この新しい時代にあつて、社会生活上、我が国も憲法が必要となった。この憲法は、我が国の人民民主主義に基づく憲法である。この憲法は、我が国の解放と発展を目指した闘いの中で我々国民が獲得した偉業を認めるものである。こ

の憲法では、新しい時代における政治制度、社会経済体制、国民の基本的権利及び義務並びに国家機構を定めるものである。我が国の歴史において、国家の基本法で国民主権が定義されたのはこれが初めてである。

この憲法は、全国民の英知の結晶であるとともに、全国民の討議を経た成果であり、ラオス国を平和・独立・民主主義・統一・繁栄の国にするという目的を達成するため、国家共同体が共同して邁進するという未来永劫にわたる情熱と強固な決意を反映しているものである。

第1章 政治体制

第1条 ラオス人民民主共和国は、領海及び領空を含む統一領土を有する、独立した主権国家であり、すべての民族が所有する、統一された不可分一体の国家である。

第2条 ラオス人民民主共和国は、人民民主共和国である。すべての権限は人民に帰属し、人民がこれを行行使し、労働者・農家・知識人を中核とする社会のあらゆる層の多民族からなる国民の利益のためのものである。

第3条 多民族からなる国民の主権者としての権利は、ラオス人民革命党を主軸とする政治制度の機能を通して行使され、保障される。

第4条 国民は、自己の権利及び利益を代表する機関として国会を設立する。

国会は国民の代表組織である。国会議員の選出は、普通・平等・直接・秘密投票により行う。

有権者は、選挙された代表者がその職に値せず、国民の信頼を失ったと判断されたときは、その代表者の免職を提案する権利を有する。

第5条 国会その他のすべての国家組織は、民主的中央集権制度に従い、設立され、かつ、機能する。

第6条 国家は、侵すことのできない国民の権利と民主的自由を保護する。すべての国家組織及び公務員は、国民に対し、政策、規制及び法律について周知させ、教育しなければならない。また、国民の正当な権利及び利益を保障するため、これらを国民と共に実行しなければならない。国民の名誉、生命、身体、良心及び財産を侵害するおそれのあ

1) 本和訳は、ラオス政府から提供された英訳に基づいて、国際協力部（教官山下輝年）が翻訳したものである。なお、改正前ラオス憲法和訳（公式英訳との対訳）は、本誌第3号（2002年5月）に掲載されているが、若干表記を改めた部分がある。

る官僚主義的行為又は妨害的行為は一切禁止される。

第7条 ラオス建国戦線、ラオス労働組合連盟、ラオス人民革命青年連合、ラオス女性連合及びその他の社会組織は、国防と国家発展に寄与し、国民主権を發展させ、各組織の構成員の正当な権利及び利益を保護するため、すべての民族グループのあらゆる層を統一し、動員する機関である。

第8条 国家は、すべての民族に統一・平等をもたらす政策を追求する。すべての民族は、国家の慣習や文化のみならず、それぞれの優れた慣習や文化を保護、保存、促進する権利を有する。民族間の分断・差別行為は一切禁止する。

国家は、すべての民族の社会経済的発展を促進するためのあらゆる措置を講じる。

第9条 国家は、仏教徒その他の宗教の信者によるすべての合法的な活動を尊重・保護し、仏教徒、僧、新信者その他の宗教の聖職者がラオスとその国民の利益となる活動に参加するよう奨励する。宗教間や国民の間の分断を扇動する行為は一切禁止する。

第10条 国家は、憲法及び法律の規定に従って社会を管理・運営する。すべての政党、国家組織、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織及び全国民は、憲法及び法律を遵守し、厳正に行動しなければならない。

第11条 国家は、全国民の参加を得てあらゆる面において、国防治安政策を実施する。国防治安維持軍を確立・改革し、国家及び国民に対して忠誠心を高揚させ、革命による成果と国民の生命、財産、労働力を保護するためにその義務を果たし、国家発展のための業務に貢献しなければならない。

第12条 ラオス人民民主共和国は、平和、独立、友好及び協力という対外政策を追求し、平和共存、相互独立、主権及び領土の尊厳、内政不干涉、平等並びに相互利益を尊重するという原則に基づいて、すべての国との協力関係を促進する。

ラオス人民民主共和国は、全世界の人々による平和、国家独立、民主主義、社会的発展を目指した努力を支持する。

第2章 社会経済体制

第13条 ラオス人民民主共和国の国家経済は、長

期的に持続發展する多種多様な経済部門で構成され、商品の生産及びサービスを拡大し、国家経済を市場経済に移行させるとともに工業化及び近代化を遂行し、地域経済及び世界経済への統合を図り、国家経済の安定させた上で發展させ、多民族からなる国民の物質的・精神的生活条件を改善させることを目的とする。

すべての経済部門は、法の下に平等であり、市場経済原理に従って活動し、社会主義指導原理と調和した国家の調整の下に、生産及び事業を拡大するために競争し協力する。

第14条 国家は、すべての国内経済部門が生産、事業及びサービスに投資し、工業化・近代化に貢献し、国家経済を成長させるように奨励する。

第15条 国家は、ラオス人民民主共和国に対する外国投資を促進し、生産、事業及びサービス部門に資本、技術及び先進的管理を導入するような環境を整備する。

ラオス人民民主共和国における外国投資家の適法な財産及び資本は、国家により没収、押収又は国有化されない。

第16条 国家は、国有、集団所有又は個人所有を問わず、あらゆる形態の所有権のほか、ラオス人民民主共和国に投資する国内投資家と海外投資家の私的所有権を保護し、その拡充を促進する。

第17条 国家は、組織及び個人の所有権(管理権、利用権、果実取得権、処分権)並びに相続権を保護する。土地については、国家共同体の所有に属し、国家は法律に従い、その土地を使用、譲渡及び相続する権利を保護する。

第18条 経済管理は、国家が調整を行った上で市場原理に従って行われ、法に基づいて、地方に対して責任を負う管理当局と協調しつつ、中央レベルにある各部局が中央集権的に統一して管理するという原則により、実施される。

第19条 すべての組織及び国民は、土地、地下、森林、動物相、水資源、大気などの環境や天然資源を保護しなければならない。

第20条 ラオス人民民主共和国は、他国との間における相互独立、国家主権、平等及び相互利益を尊重するという原則に基づいて、多

方向、多面的、多様な形で経済関係を利用し、外国との経済協力に関して開放政策を実施する。

第21条 国家は、人材育成を優先することにより、社会・文化の発展と関連した経済開発を重視する。

第22条 国家は、教育開発に努め、ラオス国民が革命精神、知識及び技術を備えた善良な市民となるよう初等教育の義務教育制度を実施する。

国家及び社会は、国家教育の質を向上させ、全国民、特に僻地に居住する者、少数民族、女性、子供及び機会がない者に対し、教育を受ける機会及び条件を広く与える。

国家は、法律に従い、民間部門に対し、教育の発展への投資を促進かつ奨励する。

第23条 国家は、世界の先進文化を選択して受け入れつつ、国家と民族に特有な文化及び良き伝統を保持するよう奨励する。

国家は、文化活動、芸術活動、文学活動、創造性を促進し、文化遺産、歴史遺産、自然遺産の管理保護、遺跡及び聖地の維持保存に努める。

国家は、国民の保護・発展のために報道機関の改善と拡充に努める。

国家は、国家的利益並びにラオス国民の良き伝統及び尊厳を破壊する原因となる文化活動又は報道機関の利用を禁止する。

第24条 国家は、科学技術の研究及び応用における知的創造活動の促進に努め、工業化・近代化を推進するために化学の創造及び改善に関わる知的財産権を保護する。

第25条 国家は、国民の健康を維持するため、公衆衛生の改善と拡充に努める。

国家及び社会は、病気の予防及び患者の治療体制の確立及び改善に努め、全国民、特に母子、貧困者及び僻地に居住する者が、治療を受けて健康を維持できるよう環境を整える。

国家は、法律に従い、民間部門に対し、公衆衛生サービスへの投資を促進かつ奨励する。

国家は、違法な公衆衛生サービスを禁止する。

第26条 国家及び社会は、スポーツ分野における能力向上、国民の体力及び健康作りのため、少数民族及び世界の良き伝統のあるスポーツを含め、市民のスポーツのための投資を

奨励するよう努める。

第27条 国家及び社会は、労働技術の発展、労働原則の向上、国民への労働機会の提供、労働者の適法な権利及び利益の保護に努める。

第28条 国家及び社会は、特に国家的英雄、戦争功労者、退職公務員、身体障害者、革命で犠牲になった者の遺族、国家に功績のあった者に対し、適切な社会福祉を実施するよう努める。

第29条 国家、社会及び家族は、女性の地位向上を図り、母子の権利及び利益を保護するよう努める。

第30条 国家及び社会は、文化・歴史・自然の観光を奨励し、開発促進するよう努める。

国家は、ラオス人民民主共和国の法に従って、国家の文化の健全性を損なう観光活動を禁止する。

第3章 国防治安維持

第31条 国防治安維持は、治安維持軍の責務であり、国民の生命と財産を保護し、人民民主体制の安定と安全を確保するため、独立、主権、全国土を保護することは、すべての組織及びラオス国民の義務である。

国防治安維持は、社会・経済の発展と確実に関連していなければならない。

第32条 国防治安維持軍は、健全な発展のため自己の確立及び改善を行い、国家への忠誠を高め、厳格な規律及び近代的な計画を有する人民軍となり、高い戦闘力を備え、国家の安全、平和及び社会秩序を維持に努めなければならない。

国家は、物資、戦術、技術、車両及び用具を備え、国防治安維持の戦闘及び戦略に関する知識、技術、専門性、戦略技術の向上させるよう努める。

第33条 国家及び社会は、国防及び社会秩序維持の責務において能力を向上させるため、国防治安維持軍を物的かつ精神的にその生活を保護するよう努める。

国防治安維持軍は、自主独立、自己解決能力を養うよう務め、その責務を遂行し、かつ、国家の発展に貢献するため、現地補給体制を構築するよう努めなければならない。

第4章 国民の基本的権利及び義務

第34条 ラオス国民とは、法律の定めに従い、ラオス国籍を有する者をいう。

第35条 ラオス国民は、性別、社会的地位、学歴、宗教及び民族にかかわらず、すべて法の下に平等である。

第36条 精神障害者及び裁判所において選挙権又は被選挙権を否定された者を除き、ラオス国民の18歳以上の者は選挙権を有し、21歳以上の者は被選挙権を有する。

第37条 ラオス国民は、性別にかかわらず、政治、経済、文化、社会及び家族に関する問題において、同等の権利を有する。

第38条 ラオス国民は教育を受ける権利を有する。

第39条 ラオス国民は、労働し、法で禁止されていない職業に従事する権利を有する。労働者は、休息し、疾病時に医療処置を受け、就労不能、障害を受けた場合、高齢その他法で定めるその他の場合には扶助を受ける権利を有する。

第40条 ラオス国民は、法の定めに従い、居住又は移転の自由を有する。

第41条 ラオス国民は、集団又は個人の権利及び利益に関する問題に関して、所管の国家組織に対し、苦情及び請願を申し立て、提案を行う権利を有する。

国民による苦情、請願及び提案は、法の定めに従い、解決のために検討しなければならない。

第42条 ラオス国民の身体的自由、名誉及び住居の平穩に関する権利は、これを侵してはならない。

ラオス国民は、法で定められた場合を除いて、権限ある組織の令状又は承認なくして逮捕又は搜索されることはない。

第43条 ラオス国民は、宗教を信仰し、又は信仰しない権利及び自由を有する。

第44条 ラオス国民は、言論、出版及び集会の権利及び自由を有し、法に反しない限度で結社及びデモの権利を有する。

第45条 ラオス国民は、法に反しない限度で、研究を行い、現代科学、技術及びテクノロジー

一を応用し、芸術・文学作品を創作し、文化活動に従事する自由を有する。

第46条 国家は、海外に居住するラオス国民の正当な権利及び利益を保護する。

第47条 ラオス国民は、憲法及び法律を遵守し、労働規律、社会における正しい行動規則及び公共の秩序に従って行動する義務を有する。

第48条 ラオス国民は、法律に従い納税義務を負う。

第49条 ラオス国民は、法律の定めに従い、国防の義務、安全確保及び兵役の義務を果たさなければならない。

第50条 外国人及び無国籍者は、ラオス人民民主共和国の法律で保護されている権利及び自由を享受する権利を有する。これらの者も、ラオス人民民主共和国の裁判所その他の関連組織に対して請願を提出する権利を有する。これらの者も、ラオス人民民主共和国の憲法及び法律を遵守する義務を負う。

第51条 ラオス人民民主共和国は、自由、正義、平和及び科学的原因を追求したために迫害されている外国人を保護する。

第5章 国会

第52条 国会は、国民の権利及び利益の代表機関であって、国家機関としての立法機関であり、国家の重要問題に関し決定する権限を有するとともに、行政、人民裁判所及び人民検察院の活動を監督及び監視する機関である。

第53条 国会は次の権限及び責務を有する。

1. 憲法の制定、承認又は改正
2. 法律の審議、承認、改正又は廃止
3. 税及び関税の決定、変更又は廃止
4. 社会経済的発展のための戦略的計画と国家予算の審議及び承認
5. 国会議長、副議長及び常務委員会委員の選任又は解任
6. 国会常務委員会の提言に基づく国家主席及び国家副主席の選任又は解任
7. 国家主席の提言に基づく首相の選任又は解任の承認、首相の提言に基づく政府機関の長の選任、異動又は解任の承認
8. 国家主席の提言に基づく最高人民裁判所長官及び最高人民検察院長官の選任又は解任

9. 首相の提言に基づく政府、政府に相当する組織、プロビンス、市の設置及び廃止の承認並びにプロビンス及び市の境界に関する決定
10. 大赦の承認
11. 国際法及び国際規則に従い、外国との間で署名した条約や契約の批准又は破棄に関する決定
12. 戦争又は平和に関する問題の決定
13. 憲法及び法律の遵守を監督すること
14. 法の定めるその他の権利及び義務の行使

第54条 国会の議員は法の定めに従い、ラオス国民が選出する。

国会の1期は5年間とする。

新国会議員の選挙は、遅くとも現国会議員の任期が満了する60日前までに行わなければならない。

戦争その他選挙を妨げる状態にあるときは、国会は、その任期を延長することができるが、その状態が正常に復帰したときは、その後遅くとも6か月以内に新しい国会を構成すべく国会議員を選出しなければならない。

必要な場合、国会は任期満了前に新議員の選挙を実施できるが、出席議員の3分の2以上の賛成が必要である。

第55条 国会は、委員長、副委員長及び所定数の議員からなる常務委員会を選出する。

国会の議長及び副議長は、それぞれ国会常務委員会の委員長及び副委員長を兼務する。

第56条 国会常務委員会は、次の権限及び責務を有する。

1. 国会の各会期に備え、国会が定めた活動プログラムが確実に実施されるよう準備すること。
2. 憲法及び法律の規定を解釈及び説明すること。
3. 国会休会中は、行政、人民裁判所及び人民検察院の活動を監督・監視すること。
4. 人民裁判所の前裁判官及び軍事裁判所の裁判官の任命、異動及び解任。
5. 国会を召集すること。
6. 法の定めに従い、その他の権限及び責務を行使すること。

第57条 国会は、国会常務委員会の召集により、年2回、通常国会を開催する。

国会常務委員会は、必要と認めるときは、臨時国会を召集することができる。

第58条 国会の会議の定足数は、全国国会議員の過半数の出席を要する。

国会の議決は、憲法第54条、第66条及び第80条に定められた場合を除き、その会議に出席した国会議員総数の過半数により決する。

第59条 法律案を提案する権利を有するのは、次に掲げる者である。

1. 国家主席
2. 国会常務委員会
3. 政府
4. 最高人民裁判所
5. 最高人民検察院
6. ラオス建国戦線及び中央レベルにある大衆組織

第60条 国会が採択したすべての法律は、採択後30日以内に国家主席が公布しなければならない。同期間中は、国家主席は、国会に対し、法律の再審議を求めることができる。国会が従前の議決を維持したときは、国家主席は15日以内にその法律を公布しなければならない。

第61条 国家の命運及び国民の重要な利害に関わる問題は、国会、又は国会が休会中のときは国会の常務委員会に提出し、その承認を得なければならない。

第62条 国会は、国会常務委員会及び国家主席に提出される法律案、政令案等を審議するための独自の委員会を設立する。これらの委員会は、国会や国会常務委員会が行政・人民裁判所・人民検察院の機能に対する監督権の行使を補佐する。

第63条 国会議員は、首相、その他の大臣、最高人民裁判所長官又は最高人民検察院長官に対し、説明を求めることができる。

説明を求められた機関又は個人は、国会において、口頭又は書面で回答しなければならない。

第64条 国会議員は、国会又は休会中のときは国会常務委員会の承認なく、訴追又は身柄拘束を受けることはない。

重大かつ緊急の犯罪行為があったときは、国会議員の身柄を拘束する機関は、直ちに国会又は休会中のときは国会常務委員会に対してこれを報告し、その審議と決定を求めるものとする。調査及び取調により、被疑者・被告人である国会議員が国会の会議を欠席することがあってはならない。

第6章 国家主席

第65条 国家主席は、ラオス人民民主共和国の国家元首であり、国内外において、多民族からなるラオス国民の代表者である。

第66条 国家主席は、国会の出席議員の3分の2以上の議決により選任される。

国家主席の任期は、国会の存続期間と同一である。

第67条 国家主席は、次に掲げる権限及び義務を有する。

1. 国会が正当に議決した憲法及び法律を公布すること。
2. 国会常務委員会の提言に基づき、国家主席令及び国家主席布告を發布すること。
3. 首相の選任又は解任のために国会の審議及び議決を提案すること。
4. 国会の承認又は不信任決議に基づき、首相の任免及び大臣の任免または異動を行うこと。
5. 最高人民裁判所長官の提言に基づき最高人民裁判所副長官の任免、最高人民検察院長官の提言に基づき最高人民検察院副長官の任免を行うこと。
6. 首相の提言に基づき、各プロビンスの知事及び各市の市長を任命、転任又は解任すること。
7. 人民国防軍の長となること。
8. 首相の提言に基づき、国防軍及び治安部隊の長の昇格又は降格を決定すること。
9. 必要に応じて政府会議の議長を務めること。
10. 国家金メダル、功績勲位、メダル及び国家的に高い栄誉称号の授与に関する決定を行うこと。
11. 恩赦を与えること。
12. 全体徴兵又は部分徴兵を発令し、国全体又は一部の地域に非常事態を宣言すること。
13. 外国と署名を交わした条約及び協定の批准又は破棄を公布すること。
14. 外国に対するラオス人民民主共和国の全権代表者を任命し、外国から全権代表者を召還し、ラオス人民民主共和国に派遣された外国の全権代表者を受け入れること。
15. 法の定めに従い、その他の権利を行使し、義務を果たすこと。

第68条 国家主席は、国会に出席した議員の2分の1以上の賛成をもって選出された国家副主席を有する。

国家副主席は、国家主席から委任を受けた職務を執行し、国家主席を欠くときは国家主席を代理する。

第7章 政府

第69条 政府は、国家の行政を行う。

政府は、政治、経済、文化、社会、国防・治安、外交などのあらゆる分野において、国家の義務を統一的に遂行する。

第70条 政府は、以下に掲げる権限と義務を有する。

1. 憲法、法律、国会の議決、国家主席令及び国家主席布告を実行すること。
2. 国会に法律案、国家主席令案及び国家主席布告案を提出すること。
3. 社会経済的発展のための戦略的計画及び国家年次予算を作成し、これらを国会に提出して審議及び承認を受けること。
4. 国会、国会常務委員会（国会が開催されていないとき）又は国家主席に報告すること。
5. 社会経済及び科学技術分野における管理並びに国防・治安及び外交問題に関し命令及び決定を下すこと。
6. すべての支部と地方行政組織の管理業務を編成、指導及び管理すること。
7. 軍隊及び治安部隊の業務を編成及び管理すること。
8. 外国との条約や契約に署名し、その実行を指導すること。
9. 各省、省に相当する機関、政府付属機関及び地方行政組織の決定及び命令が法に矛盾する場合に、これらを停止又は取り消すこと。
10. 法の定めに従い、その他の権限を行使し、義務を果たすこと。

第71条 政府は、首相、副首相、大臣及び省に相当する委員会の委員長で構成される。

政府の任期は国会の存続期間と同一とする。

第72条 首相は、国会の承認を得て国家主席により任免される。

第73条 首相は、政府の長である。首相は、政府の行政を指導・管理し、各省、庁、省に相当する組織及びその他の政府付属機関の業務を指導しつつ政府を代表し、各プロビンスの知事と各市の市長の行政を指導する。

首相は、副首相、省に相当する委員会の副議長、副知事、副市長及びディストリクトの長を指名する。

副首相は、首相を補佐する。首相は、首相不在時に首相に代わり業務を行う特定の副首相を指名することができる。

第74条 国会は、国会常務委員会又は国会議員総数の4分の1以上が、政府又は政府構成員に対する不信任を提起した場合は、その不信任投票を実施することができる。

国家主席は、国会が政府に対する不信任投票を採択後24時間以内に、国会に対し、同決議の再審議を求めることができる。この再審議は、先の審議から48時間以内に行わなければならない。再投票においても不信任が可決されたときは、政府又は政府構成員は辞職しなければならない。

第8章 地方行政

第75条 ラオス人民民主共和国は、プロビンス、ディストリクト及び村の3段階で構成される。

プロビンス級は、プロビンス及び市で構成される。

ディストリクト級は、ディストリクト及び町で構成される。

村の級は、村で構成される。

プロヴィンスには知事が、市には市長が置かれる。ディストリクトには長及び町長が、また村には村長が置かれる。知事、市長、ディストリクト長、町長、村長には、それぞれ副長を置く。

第76条 知事、市長及びディストリクト長は、以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. 憲法及び法律を確実に実行し、上級レベルの決定及び命令の厳密な実行を統括すること。
2. 自己の権限内にあるすべての機関の業務遂行を指導及び監督すること。
3. 自己又は自己の権限内にあるすべての機関の業務に関する決定が、法律や規則に反するときは、これらの実施を停止又は破棄すること。
4. 法の定めに従い、自己の所掌する事務に関し、国民の苦情、請願及び提案を検討し、解決すること。
5. 法の定めに従い、その他の権利を行使し、義務を果たすこと。

第77条 町長は、都市の計画、実施及び管理に関して権限及び責務を有し、敬家区地域内の秩序、美観を保つ公共サービスを広く提供するほか、法で定められた権利及び責務を実行する。

第78条 村長は、村の平和及び安全を維持し、あらゆる面において村の発展のために、国家の法律、決定及び命令を実行する責任を負

う。

第9章 人民裁判所及び人民検察院

第79条 人民裁判所は、国家の司法機関であり、以下の組織から構成される。

最高人民裁判所

上訴裁判所

プロビンス裁判所及び市裁判所

ディストリクト裁判所

軍事裁判所

必要があるときは、国会常務委員会の承認を得て、特別裁判所を設けることができる。

第80条 最高人民裁判所は、国家の最高司法機関である。

最高人民裁判所は、すべての人民裁判所及び軍事裁判所につき司法行政権を有し、全判決を審議する。

第81条 最高人民裁判所副長官は、国会常務委員会が任命又は解任する。

最高裁判所裁判官、上訴裁判所の正副長官及び裁判官、プロビンス・市・ディストリクト級裁判所の正副長官及び裁判官並びに軍事裁判所の正副長官及び裁判官は、最高人民裁判所長官の提言に基づき国会常務委員会が任命する。

第82条 人民裁判所は、合議体で審理し、判決を下す。審理及び判決をなすに当たり、裁判官は独立し、法に従ってのみ行動しなければならない。

第83条 裁判手続は、法で定めた場合を除き、公開で行わなければならない。被告人は、訴えられた事件につき、防御する権利を有する。

弁護士会は、被告人を弁護するサービスを提供することができる。

第84条 社会的組織の代表者は、法の定めに従い、裁判手続に参加する権利を有する。

第85条 すべての当事者、国、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織及び全国民は、人民裁判所がなした法的効力を有する判決を尊重しなければならない。関係者や関係組織は、これらを厳密に執行しなければならない。

第86条 人民検察院は、法執行の監視・監督権限を有し、以下の組織から構成される。

最高人民検察院

上訴検察院
プロビンス検察院及び市検察院
ディストリクト検察院
軍事検察院

検察院は、以下に掲げる権限及び責務を有する。

1. すべての省、省と同等の機関、政府付属機関、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織、地方行政組織、企業、国家公務員及び全国民が、正当に、かつ、統一的に法律を遵守するよう管理すること。
2. 公訴権を行うこと。

第87条 最高人民検察院長官は、ラオス人民民主共和国国内におけるすべての検察院の業務を指揮及び監督する。

最高人民検察院副長官は、最高人民検察院長官の提言に基づき国家主席が任命又は解任する。

上訴、プロビンス、市、ディストリクト及び軍事検察院の長官及び副長官は、最高人民検察院長官が任命、異動又は解任する。

第88条 人民検察院は、その職務を遂行するに当たり、法律及び最高人民検察院長官の指示のみに従う。

第10章 言語、文字表記、国章、国旗、国歌、国民の日、通貨及び首都

第89条 ラオス語とラオス文字を公用語及び公用文字とする。

第90条 ラオス人民民主共和国の国家紋章は、円形で、その下方部分に半分の「はめば歯車」の図柄及び「ラオス人民民主共和国」の文字が書かれた赤いリボンが描かれ、その両脇には熟した稲の三日月型をした穂を配し、「平和、独立、民主主義、統一、繁栄」と書かれた赤いリボンがその稲穂の中央部分同士を結び、「タートルアン」の絵がこの稲穂の先端と先端の間に描かれ、また円形の中心部には1本の道路と水田、森、水力発電用ダムが描かれる。

第91条 ラオス人民民主共和国の国旗は、背景が濃い青色に、赤い横線と白い月が描かれる。旗の幅は長さの3分の2とする。各側にある赤い横線のそれぞれの面積は、濃い青色部分の面積の半分とする。白い月は国旗の中央にあり、その面積は、濃い青色部分の面積の5分の4とする。

第92条 ラオス人民民主共和国の国歌は「サッ

ト・ラオ」とする。

第93条 ラオス人民民主共和国の国民の日は、ラオス人民民主共和国が設立された1975年12月2日とする。

第94条 ラオス人民民主共和国の通貨はキップとする。

第95条 ラオス人民民主共和国の首都はビエンチャンとする。

第11章 末尾規定

第96条 ラオス人民民主共和国憲法は国家の基本法である。すべての法律はこの憲法に適合するものでなければならない。

第97条 ラオス人民民主共和国国会のみが、憲法を改正することができる。

憲法の改正には、国会議員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

第98条 この憲法は、国家主席令が交付された日から効力を有する。